

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年11月15日開催 日本証券業協会]

1. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議への提出物について

○ 10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。また、11月15・16日には、インドネシア議長下の締めくくりとなる首脳会議が開催され、議長国は12月からインドに交代する。

2022年のG20では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネーロンダリング等）が議論された。G20への提出物のうち、本日はサステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介したい。

<サステナブルファイナンス>

○ サステナブルファイナンスに関し、

- ・ G20 サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」
- ・ FSBが提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」

が提出された。

「2022年G20サステナブルファイナンス報告書」

2050年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に2022年のG20では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンス

のための枠組み」が策定された。

また、2021年のCOP26を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。2022年のG20では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネットワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後も、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

「気候関連開示に関する進捗報告書」

気候関連開示に関するFSBの報告書では、

- ✓ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題

について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSBが策定するサステナビリティ関連情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

<暗号資産>

- 暗号資産については、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表された議長総括において、これらの議論が歓迎されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
 - ・ 第一は、暗号資産に対する9つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関

する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。

- ・ 第二は、2020年10月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。
- ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後のFSBの作業方針に関する報告書である。FSBは、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を2023年夏までに最終化させ、その後は2025年末までに各法域での実施状況のレビューを行う予定である。

- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSBの勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

2. IOSCO 年次総会の結果について

- IOSCO（証券監督者国際機構）は、10月17日-19日にかけて、3年ぶりの対面会議となる年次総会をモロッコ・マラケシュにて開催した。その結果の概要について共有する。
- 代表理事会では、サステナブルファイナンス、NBFI、金融商品の評価に係る国際基準策定に向けた国際評価基準審議会（IVSC）との協力関係の締結等について議論が行われるとともに、金融庁から、有泉国際総括官が、2022年から2024年までの任期で代表理事会の副議長に選任された。
- また、アジア太平洋地域委員会（APRC）では、監督上の情報交換枠組みである「監督MMoU」を最終化し、金融庁を含む多くの当局が署名を行った。これまでの法執行を前提とした情報交換枠組みである「IOSCO MMoU」とは異なり、広く監督上の情報交換を行うことができるため、特にクロスボーダー業者に関する情報取得がより一層円滑になることが見込まれる。

- 本取組みは IOSCO でも初めてのものであり、金融庁は APRC の議長国としてこれまで議論をリードしてきた。なお、APRC 議長については、2022 年 7 月に有泉国際総括官が新たに議長に選任されており、引き続き金融庁が議論をリードしていく。
- これらの会議体は、国際的な規制上の課題への対処等に関する検討・調整を行う役割を担っており、代表理事会副議長職、APRC 議長職への選任は、我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映するという観点から、非常に重要であると考えている。引き続き、協会と緊密に連携させていただきたい。

3. 仕組債の組成コストの開示について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせないと考えている。
- 組成・販売段階に着目すると、仕組債については、組成や卸売を行う金融機関と、個人に販売を行う金融機関が別であるケースが多く存在する。この場合、顧客は、販売手数料だけでなく、組成や卸売に係るコストも実質的に負担していると承知している。しかしながら、顧客に開示されているのは販売手数料のみであるケースが多く、顧客本位の観点からは、組成段階も含めた全てのコストが開示されることが望ましいと考えており、これまでも様々な場で、そうした問題意識を示してきた。
- こうした中、組成側の金融機関によるコストの開示姿勢が十分ではない、という声がしばしば聞かれたことから、現在、外資系も含めた組成側の金融機関を対象に、販売側の金融機関に対する組成コストの開示への協力態勢について実態把握を行っているところ。金融庁としては、販売側の金融機関においても組成側の金融機関に対してコスト開示への協力を働きかけ、組成側の金融機関がそれに積極的に応えることが望ましいと考えており、業界全体の取組みを通じて、顧客の実質的なコスト負担の透明化が進むことを期待している。

- なお、仕組債を取り扱う金融機関に対しては、これまでも、①経営陣において、仕組債の特徴(複雑な商品性を有しているため、顧客によっては理解が困難な上、実際にはリスクやコストに見合う利益が得られない場合がある点)を踏まえた上で取扱いを継続すべきか否かを検討しているか、②継続する場合にはどのような顧客を対象にどのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえた販売となるのかを検討しているかといった点についてモニタリングを行うと申し上げてきたところ。
- 現在、組成コストを開示しないまま、仕組債の販売を行っている金融機関も多数存在すると承知しているが、上記②との関係で、このような対応が自ら掲げる顧客本位の業務運営の取組方針に適合的なのか改めて十分に検討いただきたい。

4. 継続的顧客管理に係る丁寧な顧客対応について

- 継続的顧客管理における顧客情報の更新については、各社において鋭意対応いただいていると承知している。
- 顧客から継続的顧客管理について、ご納得いただけない事例もあると聞いているものの、金融庁の利用者相談室へ寄せられた苦情は数件にとどまっているところ。
- 引き続き、各社におかれては、顧客からの照会に対応する部署の職員に対して、リスクベース・アプローチによるマネロン対策等について理解を深めていただき、適切に対応していただきたくよう、お願い申し上げます。
- また、継続的顧客管理における情報更新の考え方については、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて調査をすることで、回答率を上げるなどの工夫をしている例もあると承知している。
- 継続的顧客管理については、金融庁において政府広報をはじめとした周知活動を行っているほか、2022年3月にマネロンガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)を改訂して、情報更新に係る考え方についても明確化を図っているので、ご参照いただければ幸い。

5. 暗号資産取引に係る注意喚起について

○ 国連安保理・北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが2022年10月7日に公表した報告書では、

- ・ 北朝鮮当局の下部組織とされる「ラザルス」と呼称されるサイバー攻撃グループが、
- ・ 暗号資産関連企業や暗号資産交換業者を標的にサイバー攻撃を行い、暗号資産の不正な窃取に関与している、

と指摘されている。

○ また、数年来、日本の暗号資産交換業者も、ラザルスによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にある。

○ こうした状況を踏まえ、同月14日に、暗号資産取引に関わる個人・事業者に対し、

- ・ 暗号資産を標的とした組織的なサイバー攻撃が実施されていることを高く認識いただくこと、
- ・ 適切なセキュリティ対策を講じていただくこと、
- ・ 不審な動きを検知したときは速やかに政府に情報提供をいただきたいこと、

を目的として、関係当局（警察庁、NISC）と連名で注意喚起を実施した。

○ 今後、暗号資産やブロックチェーンを活用した業務を行おうとされる場合には、こうした点についても十分に注意いただきたい。

6. 金融機関のイノベーション推進について

○ 金融機関が持続可能なビジネスモデルを確保するためには、明確な経営戦略の下で、世界の金融ビジネス、とりわけフィンテックの成果を吸収するこ

とが有益。

- こうした点で、既に各金融機関においては、シリコンバレー等への駐在員派遣を通じて積極的にイノベーション推進に取り組まれていると承知している。
- 一方で、金融機関の海外駐在員の活用度は区々であり、

- ・ 駐在員を送ることが目的となり、手段の目的化が生じていないか
- ・ 駐在が短期間（2～3年）であるため、駐在員の成果が金融機関の足元のコスト削減にとどまっていないか
- ・ スタートアップとの協業に際し、本部側が融資の間隔で2～3年の短期で結果を求めるため、長期的な関係が作れていないのではないかと

といった点を懸念している。

- 他方、課題解決に向けた好取組事例としては、
 - ・ 派遣前から本部の課題が明確で、派遣された職員と本部役員が密に連携することで、フィンテック企業との協働に関する迅速な意思決定が行えており、その結果、派遣されている職員の満足度も高く保たれている先
 - ・ 駐在員を5年以上滞在させ、現地ネットワークに入り込もうとしている先
 - ・ 駐在員が本部側の投資審査部門への十分な説明を通して本部の失敗許容度を上げ、長期的な投資を可能としている先

などがあると聞いている。

- イノベーションの実現に向けた取組みは長期的な視点が必要であり、チャレンジの過程で短期的に赤字であることや、当初の想定通りいかないことが起こることは、ある意味当然でもあり、経営としても、そのような認識を持って進めていただきたい。

- 金融庁としても、海外フィンテックと日系金融機関の協業を促すためのミ

ートアップの開催等を通じて、日本の金融機関のチャレンジをサポートしていきたいと考えている。本日はご紹介した事例も参考として、明確な経営戦略の下、金融における世界のイノベーションを取込む施策の継続・強化を行っていただければ幸い。

7. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について

- 10月28日、円安の進展等に伴うエネルギー・食料品等の物価高騰などの厳しい環境を踏まえ、国民生活や事業活動をしっかりと支え、持続可能な経済成長を実現する観点から、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③新しい資本主義実現の加速、④国民の安全・安心の確保、の4つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁からは、
 - ・ コロナや物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りや事業再生などの事業者支援の徹底、
 - ・ 個人金融資産の貯蓄から投資へのシフトに向けた、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討、顧客本位の業務運営を推進する制度整備や金融経済教育を推進するための体制整備、
 - ・ 人的資本の開示を含む非財務情報の開示の充実や四半期開示の見直し、コーポレートガバナンス改革の推進などの市場環境の整備、
 - ・ AIを活用したマネロン対策の高度化の推進、などの施策を盛り込んでいる。
- 金融が実体経済をしっかりと下支えできるよう、必要な施策を着実に実施していくために、金融機関の理解・協力が極めて重要であると考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

8. 資産所得倍増分科会について

- 本年末に策定される「資産所得倍増プラン」の検討のため、10月17日、新しい資本主義実現会議の下に資産所得倍増分科会が設置され、議論が開始されたが、金融庁より、国民の安定的な資産形成を促進するための方策について、大きく3点を説明。
- ① 第一に、NISAの抜本的拡充を図ること。8月末に税制改正要望を提出済みであるが、具体的には、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度とする観点から、
- ・ 制度の恒久化や、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税限度額の拡大のほか、
 - ・ つみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
 - ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大すること
- などを要望している。
- ② 第二に、金融事業者や企業年金等について、顧客等の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための制度のあり方について検討を進めるとともに、顧客に対して中立的で信頼できる助言サービスの提供を促すための仕組みを検討すること。
- ③ 第三に、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みを強化するため、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供を推進するための体制を検討すること。
- 現時点において引き続き検討段階であるが、方向性が固まれば改めて説明する。国民の安定的な資産形成を実現する上で、金融機関の理解・協力が重要であると考えている。特に、第三で申し上げた金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であると考えており、新たに検討する体制の運営において、金融機関の皆様の協力が必須であると考えているので、今後とも宜しくお願ひしたい。

9. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始（令和5年10月1日）まで1年を切った。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。なお、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は令和5年3月末。
- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- 金融商品取引業者等の業務委託先である金融商品仲介業者（IFA等）の中には課税事業者である先が一定数存在すると承知している。各証券会社におかれては、各社に所属する金融商品仲介業者（IFA等）に対するインボイス制度の情報提供等も含め、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力をお願いしたい。

10. 大手証券会社における相場操縦及び銀証ファイアーウォール規制違反等について

- 10月、大手証券会社における相場操縦及び銀証ファイアーウォール規制違反について、証券取引等監視委員会からの勧告等に基づき、金融庁として当該証券会社とその親会社に対して行政処分を行った。
- 相場操縦事案については、我が国の証券市場の公正性に対する信頼を揺るがしかねない重大な問題であると認識している。各証券会社におかれては、市場のゲートキーパーとしての役割と改めて認識いただいた上で、経営陣の適切な関与の下、不公正取引等の探知・防止のための態勢整備を含め、実効性のある内部管理態勢の構築を図っていただくよう改めて申し上げます。
- 銀証ファイアーウォール規制違反については、同一金融グループ内の証券

会社と銀行の間で、銀証連携ビジネスの推進に当たり、顧客の意向を踏まえた顧客情報の管理が行われなかった事案である。また、先般、別の大手証券会社において、顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況の下、顧客の非公開情報を漏洩したとして、日本証券業協会による処分対象となる事案も発生していると承知している。法令等に基づき、顧客の意向を踏まえて適切に顧客情報を管理することは、金融機関の業務運営の基本であるところ、大手証券会社において顧客情報の不適切な管理が行われていたことは大変遺憾である。各証券会社におかれては、この機会に、自社の顧客情報管理態勢について改めて確認いただくようお願いしたい。

11. 仕組債に係る自主規制ルール等の見直し検討について

- 金融行政方針にお示ししたとおり、2022 事務年度は、金融機関において顧客の資産形成に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行うこととしている。特に、複雑な商品性を有している仕組債については、①顧客の最善の利益を追求する商品性となっているかという観点から、その商品を組成・販売するべきかを検討しているか、②顧客が負担するコストの透明性を含め、どのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえたものとなるのかを検討しているか、を主な着眼点としてモニタリングを進めているところである。
- 金融庁としては、各金融機関が、仕組債に限らず、個々の商品の組成・販売について、経営陣関与の下で、金融機関自らが掲げる顧客本位の業務運営の取組方針や経営理念に則ったものであるかとの観点から、十分な自己検証を行った上で、それを踏まえて必要な業務運営の見直しに取り組んでいただくことが重要であると考えている。
- 一部の金融機関が仕組債の販売を一旦停止するといった新聞報道等もあり、仕組債に係る自主規制ルール等の見直し検討の動向には各方面から関心が寄せられているところであるが、まずは、各金融機関自身による自己検証をお願いしたい。また、自主規制ルール等の見直し検討においては、各金融機関の自己検証等の状況や顧客本位の観点を踏まえた深度ある議論をお願いしたい。

12. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、ご協力をいただき感謝申し上げます。

政府では本年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。

- 2022年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で64.3%であるところ、金融商品取引業・商品先物取引業は68.3%との結果であるが、今後更なる取組みが必要不可欠である。

金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していくことを考えている。

(参考) 第5回(2022年8月26日～9月2日)調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：64.3%

補助的金融業等：73.8% (7位)

金融商品取引業・商品先物取引業：68.3% (16位)

保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)：67.3% (20位)

銀行業：67.3% (21位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：62.4% (64位)

協同組織金融業：60.9% (73位)

- マイナンバーカードの普及促進に向け、

- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
- ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
- ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組みを実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組みに尽力いただきたい。

(以上)